

安全で楽しい海洋レジャーを願って！



せとかせ

Seto Kaze

目次

- 就任挨拶(第六管区海上保安本部長)…………… 2
特集(プレジャー海難の現状)
瀬戸内海におけるプレジャーボート海難の原因と現状(平成21~25年)… 3~5
- 船長必携の安全講座(シリーズ10)
・平成26年1月1日より、船灯の新基準適用 日本小型船舶検査機構…………… 6
- 地区だより(平成26年度の各地区の活動等状況)…………… 7・8
- 挨拶 宇和島地区小型船安全協会の活動について…………… 9
宇和島地区小型船安全協会会長 奥村 正明
- 小学生親子ボート体験の実施について(岡山県西部地区小型船安全協会)… 10
- ハロー!フレッシュボートライフ(その3)…………… 11・12
- 安全情報アラカルト
・最新免許・失効講習日程案内…………… 13
- 事務局からのお知らせ…………… 14~16

発行所

(公社)瀬戸内海小型船安全協会 〒734-0011 広島市南区宇品海岸三丁目12-72
電話・FAX (082) 251-6664 e-mail iinfo@seto-shoankyo.or.jp
ホームページ <http://www.seto-shoankyo.or.jp> 印刷 山部印刷株式会社

No.71

発行 2014年9月20日

就任挨拶

第六管区海上保安本部長 西村 典明



本年7月8日付で第六管区海上保安本部長に就任しました西村でございます。

公益社団法人瀬戸内海小型船安全協会の会員の皆様には、この場をお借りして、就任のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

会員の皆様には、プレジャーボート等小型船舶の交通安全の推進と秩序ある海洋レクリエーションの普及のため、多大なご尽力をされ、また、海上保安業務のよき理解者、協力者として活躍されておられますことに敬意を表しますとともに、深く感謝いたしております。

私の前職は、隣接管区の第七管区海上保安本部次長であり、第七管区は瀬戸内海の一部も管轄していること、また、私の出身が山口県ということで、瀬戸内海は非常に親近感のある海域であります。

皆様もご存知のとおり、当管区本部が管轄している「瀬戸内海、宇和海」は気候温暖で、外洋に比べ静穏な海域であるとともに、多島美と称される美しい景観を有し、マリンレジャーに親しむ場としては、非常に恵まれた環境にあります。

しかしながら、昨年は当管内で392隻の船舶が海難に遭遇し、そのうち約70%（278隻）がプレジャーボート、遊漁船等といった小型の船舶であり、特にプレジャーボートにおいては、小型船舶の海難隻数278隻のうち約65%（183隻）を占め、常に高い水準で横ばい状況となっています。

また、プレジャーボートの海難種類については、衝突、機関故障、運航阻害の順で多く発生しており、その原因は、見張り不十分、機関取扱不良、船体機器整備不良であり、常時見張りの徹底、発航前点検を行っておれば防げるものがほとんどであります。

海上保安庁におきましては「第三次交通ビジョン」の中で、プレジャーボートを含む小型船舶の海難3割減少を目標としており、これら小型船舶を重点対象として、安全指導等の海難防止活動に引き続き取り組んで参りたいと考えていますが、管内には約6万隻にも及ぶプレジャーボートが在籍し、これらの利用者全てに対する安全指導を、私どもの力だけで行うことはとても難しいことでもあります。

このため、プレジャーボートに係る海難防止の中核をなす、202名の海上安全指導員の方を含めた、約3,000名の会員と148隻の安全パトロール艇を擁する貴協会との連携が必要不可欠ですので、海難防止活動へのより一層のご尽力をお願い申し上げます。

最後に貴協会と会員の皆様方のご繁栄とマリンレジャーを安全に楽しまれますよう祈念して就任の挨拶とさせていただきます。

特集 (プレジャー海難の現状)**瀬戸内海におけるプレジャーボート海難原因と現状**

平成25年の瀬戸内海・宇和海におけるプレジャーボートの海難は、全海難総数392隻中、183隻（前年193隻）と、依然として多く、全船舶海難の約46%を占めています。その海難原因の約80%が見張り不十分、操船不適切、機関整備不良等安全運航に必要な基本的事項の欠如による人為的なミスによるものとなっています。

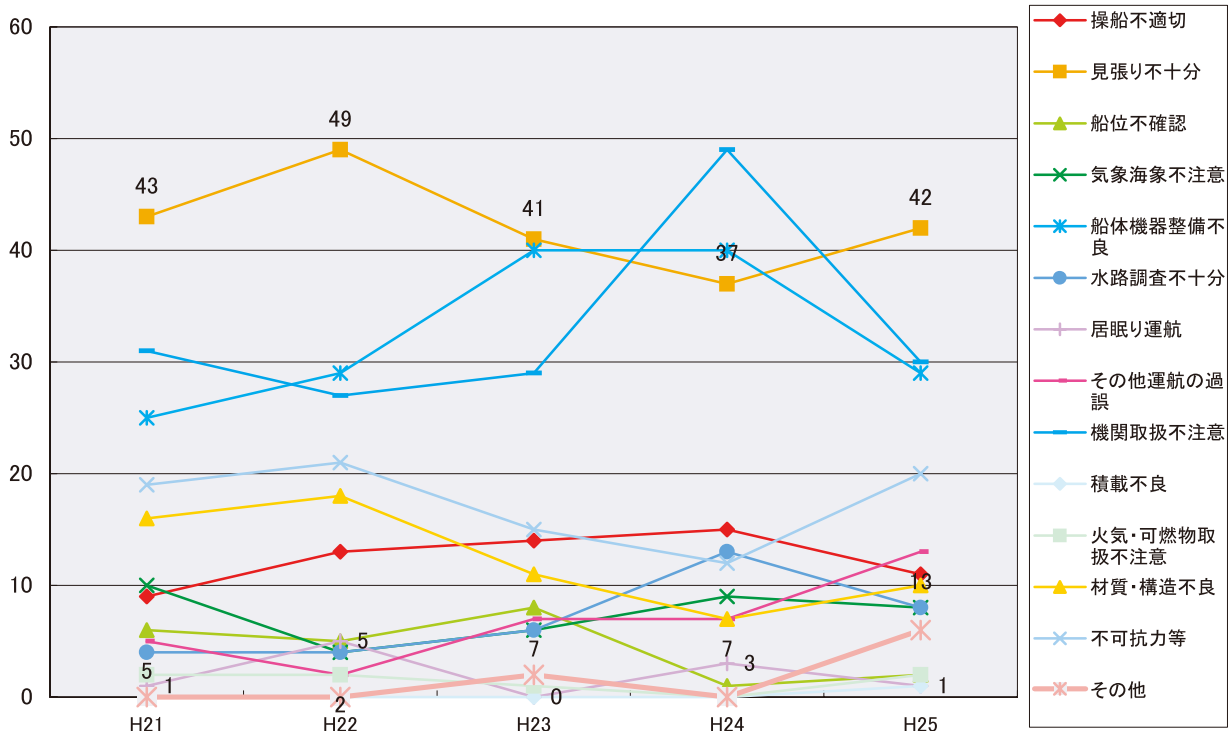
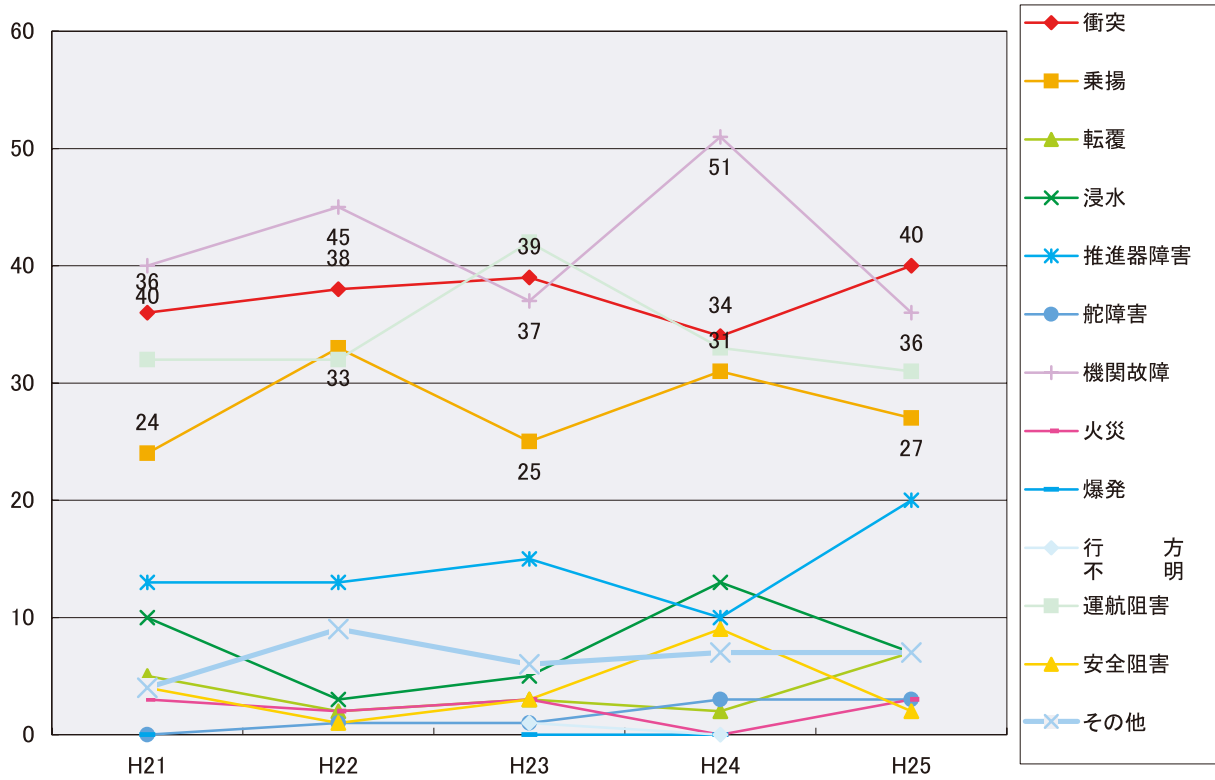
なお、平成25年におけるプレジャーボート海難183隻のうち、当協会加入船は11隻（約6%）でした。

●プレジャーボート海難の種類別・原因別による海難船舶隻数の推移（過去5年）

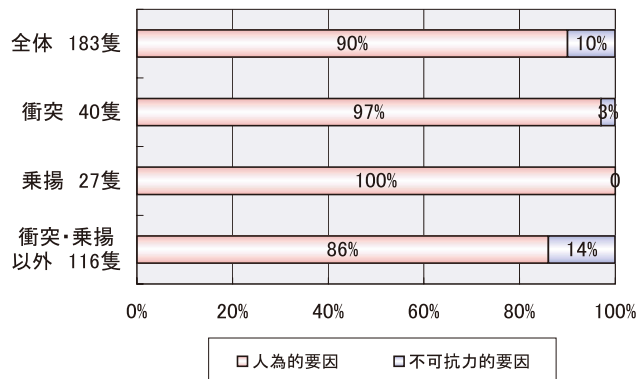
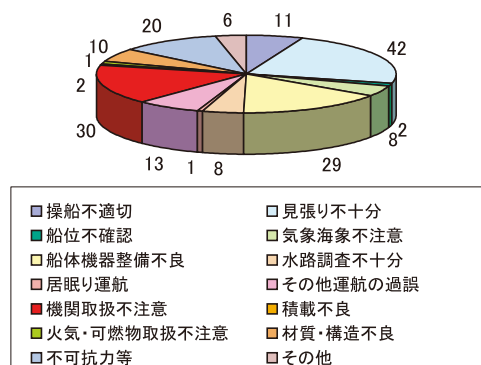
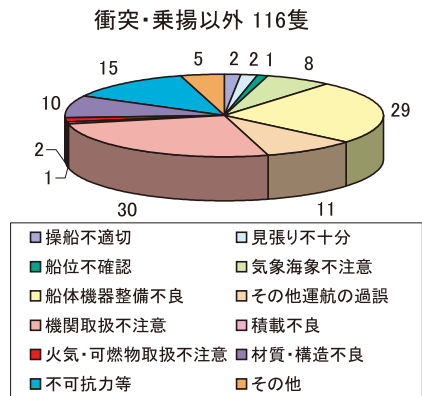
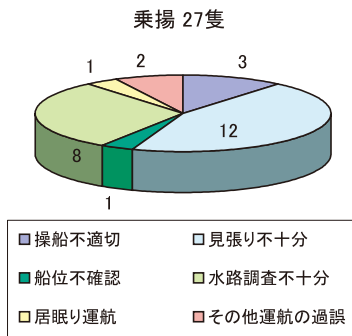
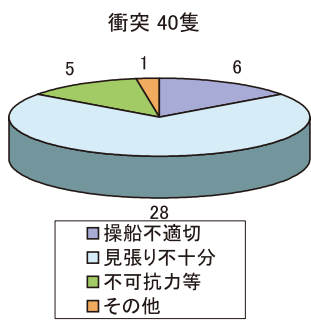
(単位:隻)

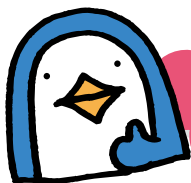
		H21	H22	H23	H24	H25			
衝	突	36	38	39	34	40			
乗	揚	24	33	25	31	27			
転	覆	5	2	3	2	7			
浸	水	10	3	5	13	7			
推	進	器	障	害	13	13	15	10	20
舵	故	障	0	1	1	3	3		
機	関	故	障	40	45	37	51	36	
火	災	3	2	3	0	3			
爆	発	0	0	0	0	0			
行	方	不	明	0	0	1	0	0	
運	航	阻	害	32	32	42	33	31	
安	全	阻	害	4	1	3	9	2	
そ	の	他	4	9	6	7	7		
計		171	179	180	193	183			
人為的要因	運航の過誤	操船不適切	9	13	14	15	11		
		見張り不十分	43	49	41	37	42		
		船位不確認	6	5	8	1	2		
		気象海象不注意	10	4	6	9	8		
		船体機器整備不良	25	29	40	40	29		
		水路調査不十分	4	4	6	13	8		
		居眠り運航	1	5	0	3	1		
		その他運航の過誤	5	2	7	7	13		
	機関取扱不注意	31	27	29	49	30			
	積載不良	0	0	0	0	1			
火気・可燃物取扱不注意	2	2	1	0	2				
的 不可 要 抗 力 因	材質・構造不良	16	18	11	7	10			
	不可抗力等	19	21	15	12	20			
	その他	0	0	2	0	6			
各地区の小型船安全協会加入船隻数		9	11	9	14	11			

第六管区海上保安本部から資料提供



			衝	乗	転	浸	推	舵	機	火	爆	行	運	安	そ		
			突	揚	覆	水	進	器	故	災	発	方	航	全	の	計	
			害	害	害	害	障	障	障	障	障	不	阻	阻	他		
人為的要因	運航の過誤	操船不適切	6	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
		見張り不十分	28	12	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
		船位不確認	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
		気象海象不注意	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3	8
		船体機器整備不良	0	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	20	0	1	29
		水路調査不十分	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		居眠り運航	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		その他運航の過誤	0	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	2	13
	機関取扱不注意	0	0	0	2	0	0	27	0	0	0	0	0	0	1	30	
	積載不良	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
火気・可燃物取扱不注意	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2		
不可抗力的要因	材質・構造不良	0	0	0	1	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0	10	
	不可抗力等	5	0	2	0	7	0	0	1	0	0	5	0	0	20		
	その他	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	6		
計			40	27	7	7	20	3	36	3	0	0	31	2	7	183	



船長必携の安全講座 シリーズ10**平成26年1月1日より、
船灯の新基準適用 日本小型船舶検査機構****JCIからのお知らせ!****平成26年1月1日より、
船灯の新基準適用が始まりました。**

船灯の技術基準は平成20年12月25日に改正された後、国内メーカーが対応する準備期間が平成25年12月末で終了しました。

改正された主な技術基準

- 配光範囲内の光度差** 全長12m以上の船舶に設置されるものは、過度な光度差があってはならないこととなりました。
- 環境試験基準** 新たに使用環境を想定した基準が追加されました。
- LED船灯の基準化** 新たにLEDを光源とする船灯の基準が定められました。

H26年1月1日以降の取り扱いは次のとおりとなります。

- ◆新造船や新たに船灯を設置する場合は**新技術基準適合品**の取り付けが必要です。
- ◆平成26年1月1日より前に設置された旧技術基準品の船灯については、継続して設置して差し支えありません。(電球が切れてしまった場合は、**メーカー指定の電球と取り換えて頂ければ新技術基準適合品に交換する必要はありません。**)

※新技術基準適合品のメーカー供給が十分でないことも想定されます。新たに設置する船灯として、旧技術基準品を既にご用意されている方や御不明な点がある方は、最寄りのJCI支部へご相談ください。

**日本小型船舶検査機構 広島支部**

地区だより

平成26年度の各地区の活動等状況

★ 山口県内海地区

4月20日(日)、周南市民館で「安全講習会」を開催した。(参加者21名)



★ 呉・竹原地区

7月20日(土)、呉湾周辺海域で「海洋教室」を開催した。(参加者20名)



★ 広島地区

5月16日(水)、コミュニティーセンター栄町で「安全講習会」を開催した。(参加者31名)



★ 広島県東部地区

7月30日(水)、福山市野の浜ふれあいプラザで「安全講習会」を開催した。(参加者40名)



★ 岡山県西部地区

7月21日(月)、倉敷市玉島沖「安全パトロール」を実施した。(参加者8名)



★ 愛媛県東部地区

9月6日(土)、今治市志々満ヶ原海岸で「海事思想普及活動」を開催した。(参加者約78名)



★ 岡山県東部地区

6月7日(土)、玉野市玉クラブで「安全講習会」を開催した。(参加者約50名)



★ 松山地区

6月18日(水)、松山港湾合同庁舎で「海上安全指導員連絡調整会議」を開催した。(参加者13名)



★ 香川県地区

5月26日(月)、さぬき市で「幼児海洋親水学習」を開催した。(参加者約112名)



★ 宇和島地区

5月27日(火)、宇和島港湾合同庁舎で「海上安全指導員連絡調整会議」を開催した。(参加者15名)



宇和島地区小型船 安全協会の活動について

宇和島地区小型船安全協会会長 奥村 正明

前任の宮守会長から本年5月から当地区を任せられました私ですが、まずは宇和島地区小型船安全協会宇和島ブロックの平成26年度海上パレードを7月27日（日）午前9時から開催する事で準備にとりかかりました。

宇和島海上保安部長の考えのもと出動式の模様について、報道関係へ広報を行うと地元CATVが取材に来られました。多くの方に、海上安全指導員と海保との合同パレードを見ていただき海の安全と海難防止に役だててもらいたいと願っています。

海上パレードは、天候が少し悪くコースを変更して行いました。パトロール中何艇かに声をかけ、マリンセーフティガイドを渡し安全航行を呼びかけました。今後、八幡ブロック、愛南ブロックでもいろいろな活動が開催されます。八幡浜市には、海から行った事がないので海図を調べながら行こうと思います。愛南ブロックは、スキューバーダイビングが趣味なので須ノ川とか白灯台由良半島を船で行き、潜りました。サンゴが群生して、魚もカラフルで楽しいところです。今後船で参加出来るよう努力したいと思います。

船の整備は、自分でポンペを借りて来て冷却口、ドライブのもと、船体を清掃します。1シーズン5、6回はします。エンジンは、ボルボ41Bの2基ですので、いつも清掃をしないとバック時に上にあがってきかないので、いつも注意しています。冷却水はストレーナを清掃するのですが、発泡スチロールの小さいつぶが多く入っています。岸壁と船との間にゴミの発泡スチロールが挟まって粉になり吸い込む様です。

出航前の点検は、燃料確認、エンジンオイルの点検、冷却水の確認、エンジンを起動し冷却温度を見る。それと一人では出航しない。を守りながら魚釣りやクルージングを楽しんでいます。

今後、当地区会員の皆様と海上保安部の皆様方のご協力を得ながら活動してまいります。ご指導の程よろしくお願い致します。



《安全パトロール》

小学生親子ボート体験航海の実施について

岡山県西部地区小型船安全協会

岡山県西部地区小型船安全協会では、毎年「海の日」に開催される「小学生親子ボート体験航海」に、海上安全指導員、安全パトロール艇が参加しています。

本行事は、多島美を誇る瀬戸内海沿岸に育った少年少女に、海の記念日行事にふさわしいプレジャーボート体験航海をし、海から見る倉敷のすばらしさを再認識し楽しい思い出にすることを目的に玉島まつり協賛事業として実施されている



《放水訓練》

もので、岡山県西部地区小安協としましても、安全で秩序ある海洋性レクリエーションの普及と発展に寄与する目的で事業協力しているものです。

10回目となる今年は、梅雨も明け、快晴で風もなく絶好のクルージング日和となり、親子合わせて約50名の参加者は、出発前に救命胴衣の着け方、着用の大切さを学び、3艇のプレジャーボート（安全パトロール艇）に分乗、午前と午後の2回、水島コンビナート～瀬戸大橋～六口島の奇岩象岩を周遊する約1時間半の航海を楽しみました。

また、本年は、水島海上保安部のご好意により、昨年配属された消防機能を備えた「巡視艇りゅうおう」による放水訓練を見学させていただきました。

体験航海中の小学生達は、初めて見る巡視艇の迫力ある放水に歓声を上げ、親たちはその勇姿を盛んにカメラに収めていました。

体験航海が終わり、参加者からは、「日頃見ることのない海からの景色を見ることが出来、貴重な体験をさせることができた。」「巡視艇の迫力ある放水を見ることが出来楽しかった。」など感想をいただきました。

最後に、「海の日」の主要行事である小学生親子ボート体験航海に参画させていただき、無事楽しく盛り上げることができ、沙美マリンフェスティバル実行委員会、参加いただいた海上安全指導員、水島海上保安部の皆様を始め、関係者の方々にあらためて感謝申し上げますとともに、今後とも皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

ハロー!フレッシュボートライフ

あなたは遵守事項を守っていますか!

●遵守事項

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。
遵守事項を守りつつ、シーマンシップを発揮して安全な航海を楽しんでください。

- 酒酔い等操縦の禁止 ■ 危険操縦の禁止 ■ 免許者の自己操縦 ■ ライフジャケットの着用



□ その他の遵守事項

○ 適切な見張りの実施



○ 発航前点検の実施



○ 事故時の人命救助



■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦	3点	6点
ライフジャケットの非着用	2点	5点

■ 行政処分基準

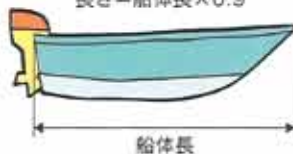
		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

ミニボートの3つの条件(操縦免許、船舶検査は不要)

①長さ3メートル未満

長さ=船体長×0.9



長さとは、船体長の90%のことを言います。

②推進機関の出力が1.5kW未満



0.7355kW=1馬力なので、2馬力の機関は1.5kW未満に該当します。

③プロペラ回転緊急停止機構



搭載する機関には、非常用停止スイッチ、過心クラッチ、中立ギア又はプロペラガード等が必要です。(絵はプロペラガード)

ミニボートを安全にご利用いただくための詳しい情報

ミニボート適正

検索

水上オートバイの海難事故

特 徴

- 水上オートバイ同士の衝突事故が多い!
- 遊泳者との接触事故が多い!
- 他の船舶に比べ、死傷率が非常に高い!
- 経験年数の浅い人ほど事故が多い!

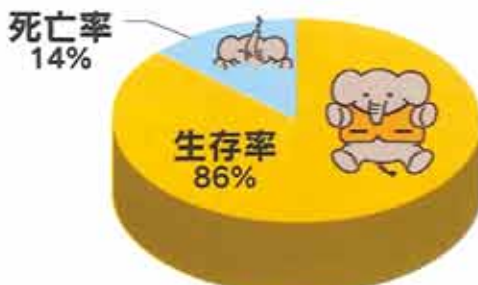


気をつけること

- ・ 免許所有者の水上オートバイを、無免許者に貸した場合にも罰則がかかります。
- ・ バナナボート等浮体えい航する場合は、浮体の動きを十分に把握し、浮体搭載者への十分な安全対策をしましょう。

あなたを助けるライフジャケット 忘れず着用しよう!

海中転落者のライフジャケット着用の生存率
(漁船、プレジャーボート等)



(※海上保安庁資料より作成)

ライフジャケットの着用義務



あなたは安全運航をしていますか?

●無理のない航海計画を立てましょう!!

- マリーナや漁協などにローカルルールの確認
- 「航行区域」「自己の操縦技術」「乗船者の体力」「避難場所」「自然条件」などの確認
- ※ 出航前に、最新の気象・海象情報、燃料の再確認

海上保安庁 沿岸域情報(MICS)	海保 沿岸	検索	検索の参考
沿岸 波浪情報	ナウファス	検索	
マリンレジャー総合ポータルサイト	UMIちゃんねる	検索	

もしもに備えて保険加入!

- 事故(遊泳者との接触、衝突など)を起こした場合、多額の保証責任が生じます。
- 少なくとも対人や対物の賠償責任保険に加入しておくことが、海を利用する上での最低限のマナー!

保険加入の窓口 一般的に、ボート販売店・マリーナなど

安全情報アラカルト

◎ 免許更新・失効講習日程案内

キャプテンのみなさん！ 海技免状の有効期限、更新手続は大丈夫ですか？

更新・失効講習 ・ ・ 9・10・11・12月分 講習日

1 一般社団法人広島海技学院

(申し込み・問い合わせ先：広島市南区元宇品町41-18 ☎082-255-8705)

[定期講習日] …夜間講習、出張講習もあります

講習場所	講習科目	講習日	講習時間
広島本部 宇品教室	更新<小型>	毎週水曜・日曜日、毎月第2土曜日	10:00～・13:00～
		毎月 第1・3月曜日	10:00～
		毎月 第4木曜日	18:30～
	失効(小型)	毎月 第1・3月曜日	10:00～
毎月 第2土曜日、第4日曜日		10:00～・13:00～	
岡山事務所 倉敷教室	更新・失効 <小型>	毎月 第2日曜日	13:00～
		毎月 第4土曜日	18:30～
		毎月 第1・3・5金曜日	18:30～

2 一般財団法人尾道海技学院

(申し込み・問い合わせ先：尾道市栗原東二丁目18-43 ☎0848-37-8111)

[定期講習日] …夜間講習、広島・福山地区等講習もあります

講習場所	講習科目	講習日(講習時間)	備考
尾道本校	更新講習	10月 1日(18:00～)、4日(14:00～)、 12日(10:00～)、18日(14:00～) 11月 1日(14:00～、18:00～)、9日(10:00～)、15日(14:00～) 12月 1日(18:00～)、6日(14:00～)、14日(10:00～)、20日(14:00～)	第1・第3土曜日
	失効講習	10月 4日(14:00～)、20日(09:00～) 11月 1日(14:00～)、17日(09:00～) 12月 6日(14:00～)、15日(09:00～)	

講習場所	講習科目	講習日(講習時間)	備考
三原 福山 府中 笠岡 倉敷 玉島 玉野 等	更新講習	10月 三原7日(14:00～)、福山11日、23日(14:00～)、 岡山11日、18日、20日、25日(13:00～)、笠岡16日(14:00～)、 府中16日(14:00～)、倉敷23日(14:00～)、因島25日(14:00～)、 高梁26日(14:00～)、玉島27日(14:00～)、竹原28日(14:00～)、 西大寺29日(18:00～)、玉野31日(19:00～)	時間変更 確認
		11月 三原4日(14:00～)津山4日(19:00～)、 岡山8日、15日、17日、22日(13:00～)、倉敷10日(19:00～)、 笠岡11日(19:00～)、福山13日(14:00～)、27日(14:00～、18:00～)、 牛窓13日(18:00～)、向島16日(14:00～)、備前18日(18:00～)、 府中20日(14:00～)、玉島20日(18:00～)、日生26日(14:00～)、 児島27日(18:00～)因島29日(14:00～)、岡山港30日(10:00～)	
		12月 三原2日(14:00～)、水島2日(19:00～)、倉敷4日(14:00～)、 笠岡5日(14:00～)、玉野8日(14:00～)瀬戸田9日(14:00～)、 津山9日(19:00～)、沼隈11日(14:00～)、福山13日、18日(14:00～)、 岡山13日、15日、20日(13:00～)、玉島16日(14:00～)	
	失効講習	10月 福山11日(14:00～)、岡山18日、20日(13:00～) 11月 福山13日(14:00～)、岡山15日、17日(13:00～) 12月 福山13日(14:00～)、岡山15日、20日(13:00～)	時間変更 確認

3 一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会

(申し込み・問い合わせ先)

岡山県：近畿事務所 ☎06-6882-5846

広島県・山口県：九州事務所 ☎093-332-1537

四国4県：四国事務所 ☎087-837-6399

その他全国各地で行われている講習については、協会ホームページ <http://www.jmra.or.jp> をご覧ください。



平成25年度 第3回理事会・平成26年度 第一回理事会・通常総会及び連絡会議等の開催 ～事業計画・事業報告・収支決算報告、連絡会議等について～

平成26年3月19日（水）、広島市南区宇品公民館において、「平成25年度第3回理事会」、「協会連絡会議」が開催され、「平成26年度事業計画、平成26年度収支予算書案」について、審議され承認されました。

なお、理事会の前に協会連絡会議が開催され、今年度から助成金が減額されることについて、その対応につき協議され、不足金については、地区等にて分担することで了解を得ました。

平成26年6月5日（木）、広島市南区宇品公民館において、「平成26年度第1回理事会」が開催されました。理事会では「平成25年度事業報告・収支決算報告」、「平成26年度事業計画・収支予算案」等が上程され承認されました。

その後、6月20日（金）、広島市南区宇品公民館において、「平成26年度通常総会」が開催され、「平成25年度事業報告・収支決算報告」等が上程され承認されました。また、通常総会の前には、連絡会議が開催され、協会活性化のための事業内容の検討、会員増につながる活動等について提案と意見交換を行いました。



《通常総会》

海上保安関係の功労者表彰

〔国土交通大臣表彰〕

亀川 陸雄（広島県東部地区小型船安全協会）

大亀 準一（広島県東部地区小型船安全協会）

〔海上保安庁長官表彰〕

宮本 晴夫（広島地区小型船安全協会）

藤田 和則（香川県地区小型船安全協会）

浅田 有起（香川県地区小型船安全協会）

畑田 英基（香川県地区小型船安全協会）

長野 敏晃（愛媛県東部地区小型船安全協会）

〔第六管区海上保安本部長表彰〕

難波 靖明（岡山県西部地区小型船安全協会）

米谷 始（香川県地区小型船安全協会）

の9名の海上安全指導員の皆様が受賞されました。
心からお喜び申し上げます。受賞者の皆様方の日頃の
地道な海難防止活動が評価され誠に嬉しい限りです。



新 会 員 募 集 !

〔海や海洋レジャーを愛好する皆さん〕
入会して一緒に楽しみましょう!

私達、小型船安全協会では、「安全で楽しい海洋レジャーを願って!」をモットーに、海上保安部署の協力で、次のとおり多彩な安全活動を行っています。



安全講習会
各地区開催の安全講習会



安全パトロール
合同安全パトロール



海洋教室
大型ヨット体験乗船



広報活動
広報誌配布

入会手続!

郵便、電話、e-mail等(公社)瀬戸内海小型船安全協会、または下記各地区小安協へご連絡下さい。各地区小型船安全協会の概要は、(公社)瀬戸内海小型船安全協会ホームページの「各地区のご紹介」(<http://www.seto-shoankyō.or.jp/01annai/chiku.htm>)に掲載しています。

- (公社)瀬戸内海小型船安全協会
〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-12-72 ☎(082)251-6664
- 山口県内海地区小型船安全協会
〒746-0022 周南市野村2-8-3 立野雄二方 ☎(0834)63-0638
- 広島地区小型船安全協会
〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-12-72 ☎(082)251-6664
- 呉一竹原地区小型船安全協会
〒737-0029 呉市宝町7-17 堀口海運株式会社内 ☎(0823)23-4566
- 広島県東部地区小型船安全協会
〒723-8686 三原市円一町2-5-1 興生総合病院気付 ☎(0848)63-5500
- 岡山県西部地区小型船安全協会
〒712-8043 倉敷市広江2-6-32 千田博通事務所内 ☎(086)455-1919
- 岡山県東部地区小型船安全協会
〒702-8011 岡山市南区郡2 マリーナ岡市内 ☎(086)267-3015
- 香川県地区小型船安全協会
〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松海上保安部気付 ☎(087)813-3561
- 愛媛県東部地区小型船安全協会
〒794-0013 今治市片原1-2 今治海上保安部気付 ☎(0898)23-5515
- 松山地区小型船安全協会
〒791-8058 松山市海岸通り2426 松山海上保安部気付 ☎(089)951-0553
- 宇和島地区小型船安全協会
〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3 宇和島海上保安部気付 ☎(0895)22-1933

この情報誌は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。